

LN-008

ユビキタス環境における権利管理システムの適用範囲と プライバシー保護との関連問題

Inter-relative Problems between Appliance of Contents Rights Management System
and Privacy Protection in a Ubiquitous Environment

児玉晴男†
Haruo Kodama

1. まえがき

情報ネットワークは、情報の多様な流通・利用を可能にしている。この流通・利用の実効性を確保するために、暗号技術を活用した電子透かしが付加された情報の流通形態がある。このような情報の権利管理システムは、デジタル情報にコンピュータセキュリティ技術を付加した流通形態である。

他方で、情報技術の発達による権利管理システムは、情報の過度な保護を招いているとの指摘がある¹⁾。すなわち、コンピュータセキュリティ技術が付加された情報の流通形態は、情報の保護範囲に関する技術的な側面と制度的な側面とのずれを生じさせる要因になっている。ここで留意しなければならないことが、情報の権利管理の及ぶ時間的・空間的な範囲のとらえ方である。たとえば、RFID (radio frequency identification) による IC タグ (電子荷札) (以下、IC タグ (電子荷札) とよぶことにする) は、その好例である。そして、その情報の性質は、権利管理システムの権利管理の保護対象と同一性がある。

情報の流通・利用に伴って生じるプライバシーの問題は、上述のような延長線上でとらえうる[1]。ただし、情報ネットワークを介する情報の流通・利用におけるプライバシー保護に関しては、すでに情報を情報ネットワークに置くことを避けることしか方法がないことが指摘されている²⁾。その見解が適切であるとしても、ここで再度検討されなければならない要因として、情報の性質が現実世界と情報世界を同一化できるユビキタス環境がある。本稿で検討を加えるのは、ユビキタス環境の情報に付加されるコンピュータセキュリティ技術の強度の尺度である。

2. 情報保護とコンピュータセキュリティ技術

情報技術の進展は、著作権等の実効性の確保という面で大きな影響を与えることになるが、従来の権利行使の方法を補うような新技術を発達させることになった。この代表的な技術が技術的保護手段と権利管理情報であり、それらは著作権等の実効性を確保するための有効な技術となっている。

技術的保護手段の回避に対する対応については、WIPO

著作権条約 (WIPO Copyright Treaty, WCT) 11 条, 12 条および WIPO 実演・レコード条約 (WIPO Performances and Phonograms Treaty, WPPT) 18 条, 19 条において、各条約国に技術的保護手段に関する義務と権利管理情報に関する義務が規定されている。わが国では、技術的保護手段の回避による複製を禁じ (著作権法 30 条 1 項 2 号)、権利管理情報の対応として虚偽の情報の故意による付加、故意の除去または改変の行為に対して侵害とみなす規制を設けている (同法 113 条 3 項 1 号, 2 号)。

そして、WCT と WPPT の両条約への批准のために必要な措置も含めたアメリカの「デジタルミレニアム著作権法」(Digital Millennium Copyright Act of 1998) §103 (17 U.S.C. §1201, 1202) は、技術的保護手段について回避装置等の規制を行うとともに、権利管理情報の改変等の行為に対する規制も盛り込んでいる。また、「情報社会における著作権及び関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会及び理事会指令」(European Parliament and Council Directive on the harmonization of certain aspects of copyright and related rights in the Information Society) 6 条, 7 条は、それぞれ技術的手段および権利管理情報に関する義務の規定を設けている。

情報技術にかかる人工物の課題は、情報技術によって解決することができよう。ただし、情報を保護するコンピュータセキュリティ技術がプライバシーを侵害するコンピュータセキュリティ技術であることも考慮すると、その情報技術の機能には二重性がある。すなわち、プライバシー保護に関して、情報技術の限界が想定しうることになる。ここで着目するのが技術的な権利管理システムと制度的な権利の制限との相互関係である。

3. 権利管理の範囲 トレーサビリティと消尽

製品に IC タグ (電子荷札) を付加し、商品管理や偽造防止などに活用しようとする試みがある。この IC タグ (電子荷札) は製品情報を記録する極小の集積回路 (IC) チップに無線通信用の超小型アンテナをつけてデータをやりとりできる装置で、情報メディアの IC タグ (電子荷札) は印刷メディアのバーコードよりも 3 桁ほど記録容量が大きい。これは、情報世界においてイメージされる現象を現実世界で体感させるものである。そこでは、IC タグ (電子荷札) のトレーサビリティ (追跡可能性, traceability) が着目されている。このトレーサビリティがコンピュータセキュリティ技術としての権利管理システム

† 独立行政法人 メディア教育開発センター, National Institute of Multimedia Education. NIME

の特性とすれば、知的財産の物の流通を想定した用尽（消尽，exhaustion）あるいは消尽理論（first sale doctrine），すなわち権利の保護期間内における権利の消滅の擬制が権利管理の範囲を定める尺度になる。このトレーサビリティと消尽の相互関係から、権利管理の範囲の性質は、次の三つに分類できよう。

3.1 時間的な消尽

著作権は、著作物の公表または著作者の死後の一定期間が過ぎると消滅する。その保護期間に議論があるものの、権利の消滅に特に疑問をささむ余地はない。しかし、著作物は有形的媒体への固定あるいは有体物の擬制のもとに流通することを想定するものであり、そのことから著作権の保護期間内に消尽が働くことになる。

著作者は、その著作物をその原作品または複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有するとしている（著作権法 26 条の 2 第 1 項）。この権利は、著作権の支分権の中の譲渡権とよばれるものである。ただし、書籍などの物の流通には、譲渡権の適用が除外される。すなわち、この保護期間内の権利の消滅は、時間的な消尽といえる。

なお、譲渡権の対象には、映画の著作物が除かれている。なぜならば、それは、映画の著作物には、譲渡権とは別に、頒布権が規定されているからである。この頒布権に関して、家庭用ゲームソフトの中古品が公衆へ譲渡されるうえで消尽が争点になっている。これは、著作権侵害行為差止請求事件、いわゆる中古ソフト事件である。このケースは二つの流れがあり、それらの解釈の仕方は対照的である。一つの流れは、家庭用ゲームソフトを映画の著作物としている。ここで、消尽を認める判決³⁾と、消尽を認めない判決⁴⁾が出されている。もう一つの流れは、家庭用ゲームソフトを映画の著作物とは認められないとするものである。すなわち、中古ソフト（家庭用ゲームソフト）には頒布権が認められないとして、第一譲渡により権利が消尽するという論理構成をとっている⁵⁾。なお、前者に関しては、いったん適法に譲渡された場合、頒布権のうち譲渡に関する権利は、その目的を達成したものとし、消尽すると結論づけられている⁶⁾。

この消尽のとらえ方は、著作物の有形的な媒体への固定を前提にするものであり、情報ネットワークを介する情報の流通においては、別な観点がとりえよう。

3.2 空間的な消尽

消尽は、国際的な流通、すなわちグローバルな情報ネットワークを介する情報の流通・利用に関する制度ハーモナイゼーションの課題でもある。それは並行輸入に関して議論されており、その性質は権利の空間的な保護範囲が問われることになる。

情報は、複製の意味の変化を促す。出版物（書籍）は著作物の伝達手段の一つであり、その器に着目すれば権利の消尽は法技術として適切であろう。しかし、無体物の著作物に関する権利、たとえば複製権（著作権法 21 条）およびそれに関連する設定出版権（同法 79 条 1 項）は情報の

性質と整合するものであり、このとき権利の消尽は法技術として適切とはいえなくなる。このとき、情報に関する権利の消滅の例外は、公益性（社会的な価値）からの制約に限定されよう。

ところで、情報ネットワークを介する伝達（送信）される情報の権利構造は、知的財産権の各権利の組み合わせにより形成される。そのとき、知的財産権の各権利間には並行輸入に関し解釈にずれがある。商標では、商標の識別機能の見地から真正商品の並行輸入は、「商標制度の趣旨目的に違背するものとは解せられない」⁷⁾とし、容認されている。一方、特許発明では、特許独立の原則（パリ条約 4 条の 2）と属地主義から真正製品の並行輸入は判例上認められていない⁸⁾。また、特許独立の原則（パリ条約 4 条の 2）と属地主義の原則は、特許製品の並行輸入は特許権の侵害にあたらぬとした特許権侵害差止等請求事件、いわゆる BBS 事件の一審判決では、「真正商品の並行輸入の許否の判断を直接左右するものではない。」⁹⁾とした上で、「真正商品の並行輸入が我国における特許権を侵害するものとするのが、社会的に是認され得ない状況にまで至っているということとはできない。」¹⁰⁾としている。

ただし、最高裁判所は、二審判決¹¹⁾を是認し、メーカ側（上告人 BBS 社は、ドイツ連邦共和国における特許発明と同一のものに対して、わが国で特許権を有する）の上告を棄却し、並行輸入を容認している¹²⁾。本判決では、国際取引における特許製品の流通と特許権者の権利との調整について、「現代社会において国際経済取引が極めて広範囲、かつ、高度に進展しつつある状況に照らせば、我が国の取引者が、国外で販売された製品を我が国に輸入して市場における流通に置く場合においても、輸入を含めた商品の流通の自由は最大限尊重することが要請されているものというべき」とし、特許製品の並行輸入を容認している。ここでは、消尽は国内に限られ、国際的な消尽はないとする。この国内消尽と国際消尽の差異は、国内消尽が国内あるいは域内の空間（範囲）に限定され、国際消尽には空間（範囲）に限定がない点にある。有体物に転化された対象に対しては、国内と国際とで消尽の解釈が分かれている。

なお、情報ネットワークにおけるデジタル著作物（情報の内容（コンテンツ））は、頒布権で保護し、その拡張解釈として、それを輸入権（right of importation）でコントロールすることが考えられている¹³⁾。この論理は、並行輸入を認めないことと同じ意味を有する。そして、このとらえ方は、空間的な消尽が存在しないことと実質的に同じことになり、情報ネットワークの著作物にも適用できよう。ただし、この主張は、アメリカが主張するものであり、copyrighted work を輸入する行為に対する権利を指している。ここで留意しなければならないことは、copyrighted work を輸入する行為が copyright の侵害行為の一形態となるというものであり、それを輸入権とよぶことは copyright の法理では適切ではない。

情報ネットワークにおける真正商品（コンテンツ）を想

定したとき、並行輸入の問題は、知的財産権のすべての権利に関連する。それらの並行輸入の諾否の傾向性は、それぞれ特許発明では並行輸入を認めず、商標では認め、著作物は判例がないことになる¹⁴⁾。すなわち、権利の消尽の尺度にゆらぎがある。ここに、知的財産権の各権利に共通の権利の制限の尺度が必要になる。

3.3 時空間的な消尽

知的財産は無体物を対象とする。知的財産(無体物)の本来の性質からいえば、権利の消滅・満了まで権利管理の範囲が及ぶことになる。そもそも時間的な消尽および空間的な消尽においても、その尺度は恣意的である。この無体物を情報に置き換えれば、複製可能な状態の情報の流通・利用にあたって、権利の消尽がいえるのは、当該情報自体に権利が存在しないとき、すなわち保護期間の消滅・満了に限られることになる。

そして、トレーサビリティが存在する情報の流通形態は、物の流通経路を追跡することを情報世界と同じように現実世界において実現する。そのようなユビキタス環境における流通形態は、あたかも情報と情報ネットワークシステムが一体化して単体として機能しているとみなせよう。

そのとき、その権利管理の範囲は、現実世界においても、時間的または空間的にそれぞれ二分することは適切ではない。すなわち、権利管理が情報処理される環境において、権利の消尽は、解除条件付きの性質をもつ。それは、時空間的な消尽とよびうるものであり、本来、無体物の保護を目的にする知的財産権の性質に適合していよう。ここで、トレーサビリティと権利の消尽の関係は、権利の保護と権利の制限との関係になる。すなわち、トレーサビリティと権利の消尽との相互関係は、権利の保護と権利の制限とを制度的な枠内で合理的な均衡をはかる関係に置き換えられる。さらに、その相互関係は、権利の保護と消尽および権利の制限とトレーサビリティの交差関係に置き換える。ここに、トレーサビリティと権利の消尽との相互関係、すなわち情報の権利の及ぶ範囲の設定は、技術的な権利管理システムと制度的な権利の制限との間に均衡をはかっていくことにほかならないことになる。

4. 権利管理システムの適用範囲の合理的な尺度 セキュリティの効率性

権利管理システムの運用において、情報の経済的な価値(知的財産の物に対する価値)が限りなく0に漸近する対象に、高度なコンピュータセキュリティ技術を実装する必要性は低い。ただし、情報の公益性(社会的な価値)、すなわちその健全性の保持のためにさらに高度なコンピュータセキュリティ技術を情報に付与する余地は残る。

また、トレーサビリティが派生させる問題点から、プライバシー保護との関係が生じてくる。すなわち、情報に関する権利者のセキュリティ行使としてのトレーサビリティが利用者にとってプライバシーの侵害問題へ転移する。これは、権利管理の範囲と権利の消尽との関係になる。その課題解

決として、情報の経済的な価値と情報の社会的な価値とを包含する尺度が考えられる。その尺度は、ユビキタス環境で流通し利用される情報の技術的な権利管理システムと制度的な権利の制限との新たな均衡を与える尺度を見いだすものになる。

ところで、知的財産としての情報に適合する性質をもつトレーサビリティは、サイバースペースが描いている世界が現実世界のあらゆる場所で存在することを例証することになる。情報ネットワークに関する世界、すなわちサイバースペースは、至るところにコンピュータがあり、グローバルな相互接続を想定させる。ところが、人間とコンピュータの共生関係¹⁵⁾で表象されるサイバースペースの意味は、今日用いられている意味とは明らかに異なる。それは、主に企業または軍隊にとどまるものであり、情報管理社会を想起させるものである。

ここで、ユビキタス環境が情報世界と現実世界とのパラレルな関係を想定し、さらに情報世界が現実世界に存在している限り、情報世界も循環型社会に関連づけられる。この条件に適う費用対効果が求められる。ここで、コンピュータセキュリティ技術による情報の保護の確保および制度的な権利の制限との均衡をはかる尺度をセキュリティの効率性とよぶことにする。ここに、セキュリティの効率性は、資源・エネルギー消費に関する自然資源効率性[2]によって与えられよう。実際、ICタグ(電子荷札)によるトレーサビリティの効果は、資源・エネルギー消費に依存せざるをえない。ここで、情報ネットワークにおける情報に対して、プライバシー保護のために強度のコンピュータセキュリティ技術を付加せざるをえない状況がある。ところが、情報ネットワークを擬制したユビキタス環境においては、すべてのコンテンツに強度のコンピュータセキュリティ技術を付加する必要はない。そのとき、多様なメディアで流通する情報が情報ネットワークにいったん吸収されたとしても、その送出は、情報ネットワークを介する流通に拘泥する必要はなく、多様なメディアであってもよいはずである。その尺度がセキュリティの効率性になる。

5. 今後の課題

情報が著作権法によって保護される対象であるならば、その権利者の保護のために、情報にコンピュータセキュリティ技術が適用されることに不都合な点はない。一方、その情報は、発行され、また公表されることによって、公正な利用に留意することも法目的にかなうことになる。このとき、情報の保護のためのコンピュータセキュリティ技術が、著作権法の枠内でとどまらずに、公正な利用を行う者に対するプライバシーの問題を派生させる懸念がたえず生じうる。

この問題は、技術と制度との対応とは異なる対応を要するものといえる。ここに、現実世界と情報世界とのインタフェースで派生するトレーサビリティの課題に対処していくうえで、著作権(知的財産権)の法理とセキュリティの概

念とが協調する情報教育の確立が必要である[3]。この教育の目的が指向するものは、情報技術の発達・普及により不均衡になった権利管理システムと権利の制限との新たな均衡をたえずはかつていくことにある。

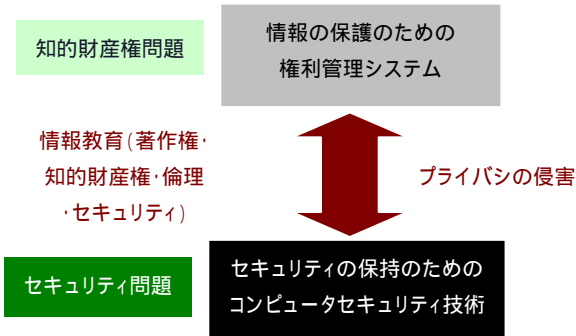


図1 コンピュータセキュリティ技術と知的財産権問題
およびセキュリティ問題との相関関係

注

- 1) Dreier, Thomas : The Future of the Copyright System – Limitations on Rights in the Digital Environment- (Tokyo, 29 October 2002).
- 2) たとえば土屋俊「第1回研究会 先端科学技術と社会 (情報倫理は日本に根づくか)」(1995年12月13日)の講演による。
- 3) 大阪高判平 13.3.29 判時 1749号 3頁。
- 4) 大阪地判平 11.10.7 判時 1699号 48頁。
- 5) 東京高判平 13.3.27 判時 1747号 60頁。東京地判平 11.5.27 判時 1679号 3頁。
- 6) 最一判平 14.4.25 民集 56巻 4号 808頁。
- 7) 大阪地判昭 45.2.27 判時 625号 [83頁]。
- 8) 大阪地判昭和 44.6.9 無体例集 1巻 160頁。
- 9) 東京地判平 6.7.22 判時 1501号 [75~76頁]。
- 10) 前掲注9) [77頁]。
- 11) 東京高判平 7.3.23 判時 1524号 3頁。
- 12) 最三判平 9.7.1 民集 51巻 6号 2299頁。
- 13) たとえば、名和小太郎：サイバースペースの著作権 知的財産は守れるのか，p.139，中央公論社，東京 (1996)。
- 14) 情報(コンピュータプログラム等)の並行輸入は、著作権法 26条の2第2項4号によって許容される。ただし、著作権法の改正による輸入レコード問題への対応(平成17年1月1日に施行される著作権法 113条5項)は、権利の消尽とは逆の方向性をもつ。
- 15) Gibson, William : Neuromancer (Ace Books, New York, 1984).

参考文献

- [1] 児玉晴男：コンテンツの保護とセキュリティに関する社会技術的な考察，コンピュータセキュリティシンポジウム 2003 (CSS2003) 論文集，情報処理学会シンポジウムシリーズ Vol.2003，No.15，pp.313-318 (2003)。
- [2] Hawken, Paul, Amory B. Lovins, and L. Hunter Lovins : Natural Capitalism : Creating The Next Industrial Revolution (Earthscan, London, 1999). (佐和隆光監訳・小幡すぎ子訳：自然資本の経済「成長の限界」を突破する新産業革命，日本経済新聞社，東京(2001)。)。
- [3] 児玉晴男：ユビキタス社会の情報教育 情報保護と情報共有との均衡の観点から，2004年情報学シンポジウム講演論文集，pp.57-64 (2004)。

以上